総　務　企　業　委　員　会　会　議　録

１．日　　時　　平成２６年３月２５日（火曜日）
　　　　　　　　午後１時２８分～午後１時３５分

２．場　　所　　委員会室　蓋

３．出席委員

河本芳久　委員長	山中佳子　副委員長
竹岡昌治　委　員	秋山哲朗　委員（議長）
村上健二　委　員	西岡　晃　委　員
三好睦子　委　員	髙木法生　委　員
馬屋原眞一　委　員	坪井康男　委　員

４．欠席委員　　な　し

５．出席した事務局職員

石田敦司　議会事務局長	岡﨑基代　議会事務局補佐
大塚　享　議会事務局係長	

６．説明のため出席した者の職氏名

林　繁美　副市長	波佐間　敏　総務部長
大野義昭　総務部総務課長	篠田洋司　市長統合戦略局長

午後１時２８分開会

○委員長（河本芳久君）　ただいまより総務企業委員会を開会いたします。本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案１件につきまして、審査したいと思います。御協力、よろしくお願いいたします。議案第３８号美祢市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君）　それでは、御説明を申し上げます。議案第３８号は美祢市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてであります。議案書が３８－１からのページ、参考資料が１から４ページになります。これは、地方公務員法の一部改正に伴いこれに準じて、美祢市職員の配偶者同行休業に関する条例を制定するものであります。内容は、外国で勤務等する配偶者と生活を共にすることを希望する職員に対して、職員の勤務成績等を考慮した上で公務の運営に支障がないと認めた場合に休業を承認するものであります。休業期間は３年を超えない範囲で、休業中、職員としての身分は保有しますが、職務に従事せず、給与は支給いたしません。この条例は平成２６年４月１日から施行するものであります。以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君）　今の説明によりますと、地方公務員法の一部改正、ということで、これ全国どこにも市町村はこういう条例が今までなかったんですか、それともあったのに、何か変更になるのか、ちょっとその辺の関係がよく分からないんで、制定になってるから今までないものを新しく制定するということですよね。全国どこでも、なかったということですか。

○委員長（河本芳久君）　はい、大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君）　坪井委員の御質問にお答えいたします。この休業に関しては、今回、今まで他の市町村でも制定することはありません。これは、平成２６年２月２１日付けの総務省自治行政局公務員部長からの通知なんですけど、地方公務員法の一部を改正する法律については、平成２６年２月１３日に地方公務員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、本日施行されました。要するに施行されたのが、この２６年２月２１日でありますので、こういった

配偶者同行休業制度に関する休日の制定は、これが初めてということで、御理解していただきたいと思います。

○委員長（河本芳久君）　はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君）　もう一回念のためですけど、地方公務員法で新たにこういう制度がつくられましたと、そういうことで理解していいんですね。何か改正といわれるから、今までＡとあったのがＢになっちゃったよと、そういうふうに受け取りましたから、まるっきり新しく地方公務員法の改正によって、新しい制度がつくられましたと、そういうことですね。はい、分かりました。

○委員長（河本芳久君）　その他質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　美祢市に該当があるのか、それともこれからに予定があるのかということと、３年後に職場復帰したときに、もとの職場が保障されてるかどうか、お尋ねします。

○委員長（河本芳久君）　はい、大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君）　今の三好委員の御質問にお答えいたします。まず美祢市においてこういった事例があるのかないのかという御質問ですけど、今のところそういった事例は把握しておりません。ただ、今はグローバル化の時代ですから、今にいろんな企業が海外等に支店等出しておりますので、いつこういった事例が発生するかも分かりませんので、制定するものであります。これ、一応休業の最高期限が３年ということで、３年以内ですから、期限に関しては１年でもいいし、数ヶ月でもいいし、そういった内容で、身分を保障するというふうになっておりますので、職員が復帰を希望すれば、即、もとのところに希望するといった内容でございます。

○委員長（河本芳久君）　ほかにございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　他に質疑はなしということで、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、これより議案第３８号美祢市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって議案第３８号は原案のとおり可決されました。

以上で、審査を終りますが、その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　その他ございません。以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案１件につきまして、審査を終了いたします。御審査、御協力ありがとうございました。

午後１時３５分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成２６年3月２５日

総務企業委員長　河本芳久